



税

■住宅耐震工事による固定資産税の減額

昭和57年1月1日以前からある住宅の耐震改修工事（耐震改修費用が一戸当たり30万円以上）を行った場合、住宅の120㎡の床面積相当部分まで（120㎡以下の場合は全床面積相当分）の固定資産税（都市計画税は含まず）を2分の1減額します。

□減額される期間

❖平成18年1月1日～平成21年12月31日に改修完了の場合…翌年度から3年間

❖平成22年1月1日～平成24年12月31日に改修完了の場合…翌年度から2年間

❖平成25年1月1日～平成27年12月31日に改修完了の場合…翌年度から1年間

申・締耐震改修後3か月以内に、次の書類を添付し申請してください。
申告書 現行の耐震基準に適合した工事であることの証明書 耐震改修に要した費用の領収書
資産税課 田（☎460 - 9830）

医療・保険

■老人保健制度が「後期高齢者医療制度」に変わります～75歳以上の方～

■平成20年4月からスタート

平成20年3月末日の時点で、75歳以上の方（＝後期高齢者）と65歳以上～75歳未満の障害認定を受けている方は、現在加入の国民健康保険や被用者保険（社保）から自動的に後期高齢者医療制度に加入することになります。

また、平成20年4月以降に新たに75歳にふられる方は、誕生日の日から加入します。平成20年4月以降、65歳以上～75歳未満の障害認定を受ける方を除き、75歳の年齢に達する方は、特に加入の手続きは必要ありません。

これに伴い、新たな後期高齢者医療制度の被保険者証をお渡しします。現在、医療機関で診療を受ける場合は、被保険者証（国保または社

保）と老人保健医療受給者証が必要ですが、平成20年4月からは新しい被保険者証を提示してください。被保険者証は、平成20年3月ごろ交付予定です。

■後期高齢者医療制度の給付

後期高齢者医療制度では、現行の保険制度・老人保健制度と同様、現物給付（医療サービスの提供）と現金給付（医療費の支給）を行います。これに伴い、後期高齢者の心身の特性にふさわしい医療を効率的に提供できるよう、新たな診療報酬体系が作られます。受診の際、現行の老人保健制度と同様、一般の方が支払う自己負担の割合は1割となります。ただし、一定以上の所得の方（現役並み所得者）は3割となります。

■後期高齢者医療制度の保険料

この制度は、被保険者の皆さんに納めていただく医療保険料と、74歳までの保険制度（国保・社保）から出される支援金、税金（公費）を主な財源として運営されます。そのため、平成20年4月以降、医療保険料の支払方法が原則として公的年金からの天引きに変わります。公的年金からお支払いいただく方は年額18万円以上の年金受給者で、原則として年金の定期支払（年6回）の際、介護保険料と同時に天引きされます（特別徴収）。その他の方は、送付する納付書や口座振替で納めていただきます（普通徴収）。

■運営は東京都後期高齢者医療広域連合が実施

この制度の運営は都道府県単位で行うため、東京都内にある全ての市区町村が加入し「広域連合」を設立しました。市区町村は、申請等の窓口業務と保険料の徴収業務を行います。

広域連合ではHP「東京いきいきネット」で情報提供を行っています。

HP http://www.tokyo-ikiiki.net

健康年金課 田（☎460 - 9823）

■老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証の更新

老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証は、7月31日で使用期限となります。8月以降も引き続き認定証の交付を受けると、新規に認定証が必要な方は申請が必要です。

現在認定証をお持ちの方には、お知らせと申請書を送付しました。

老人保健法の医療受給者証の負担区分が1割負担の方で、次の方
低所得 …世帯員全員が市民税非課税の世帯に属する方
低所得 …世帯員全員が市民税非課税で、全員が市民税の所得額が0

表 入院時食事・生活療養標準負担額

所得区分	負担区分	自己負担額（月額）		食事療養標準負担額		生活療養標準負担額（療養病床に入院する場合）
		外来（個人ごと）	（外来+入院）世帯ごと			
低所得	1割	8,000円	24,600円	90日までの入院 1食 210円	直近12か月で90日を超える入院 1食 160円	1食210円（居住費） 1日320円
低所得			15,000円	1食 100円		1食130円（居住費） 1日320円
（老齢福祉年金受給者）				1食 100円		1食100円

円の世帯に属する方（公的年金等の控除を80万円として計算）
□負担額 下表のとおり

老年者控除廃止に伴い課税された方と同一世帯の非課税の方は、特例措置で該当される場合があります。

現在入院をしていない方、今後入院の予定の無い方は、申請の必要はありません。

健康年金課 田（☎460 - 9823）



■西東京市国民健康保険高額療養費・出産費資金貸付制度

西東京市国民健康保険に加入し、高額療養費と出産育児一時金の支給が見込まれる方に、受給までに必要な資金の貸付を行っています。

■高額療養費資金貸付

高額療養費の支給が見込まれる世帯主の方へ、支給見込額の8割以内の資金の貸付制度です。

4月から70歳未満の被保険者の方も「限度額適用認定証」（非課税世帯の方は「限度額適用認・標準負担額減額認定証」）を、医療機関に提示することにより、入院時の1か月に支払う窓口負担が自己負担限度額までになりました。

高額療養費支給対象となる療養を受け、費用の請求を医療機関等から受けたまたは支払った方

□償還方法 保険審査後に支給される高額療養費の中から精算します。

■出産費資金貸付

出産後に「出産育児一時金」の支給が見込まれる方で、出産予定日前に出産費用が必要となったときに、一時金の支給額の8割以内の資金を貸付ける制度です。

一時金の支給が見込まれる出産予定日まで1か月以内の方 一時金の支給が見込まれる妊娠4か月以上の方で、その出産に要する費用の請求を医療機関等から受けた方、または支払った方

□償還方法 出産後に支給される一時金の中から精算します。

出産予定日まで1か月以内で、出産医療機関の同意を得た方は、出産後支給する一時金を医療機関に直接振り込める制度もあります。

健康年金課（田無庁舎2階）

健康年金課 田（☎460 - 9821）

年金

■年金相談臨時窓口の開設

東京社会保険事務局は、年金相談の臨時窓口を開設します。

時 7月19日（木）

午前9時30分～午後4時30分

場 保谷庁舎1階ロビー

□必要書類 年金手帳（年金番号のわかるもの）納付記録に関するもの等

問 武蔵野社会保険事務所

（☎0422 - 56 - 1411）

健康年金課 田（☎460 - 9825）

■「ねんきんダイヤル」変わります

電話による年金相談「ねんきんダイヤル」の電話番号が、7月17日（火）から変わります。

❖年金請求・年金受給者相談等

問 ねんきんダイヤル

（☎0570 - 05 - 1165）

I P 電話・PH Sからは次の番号へ

（☎03 - 6700 - 1165）

時 受付時間

＊月曜日（休日の場合は火曜日）

午前8時30分～午後7時

＊火～金曜日

午前8時30分～午後5時15分

＊第2土曜日

午前9時30分～午後4時

祝日、12月29日～1月3日は休み

24時間対応のフリーダイヤル（☎0120 - 657830）もありますので

ご利用ください。

問 武蔵野社会保険事務所

（☎0422 - 56 - 1411）

健康年金課 田（☎460 - 9825）

福祉

■「ホームヘルプサービスの利用者アンケート」へご協力を

介護保険による訪問介護サービスの利用者を対象に、事業者と目白大学が共同で、利用者の満足度調査を行います。

事業者は、自らでサービスの評価を行い、改善を図ることが厚生労働省令で義務づけられています。利用者から評価を得ることにより、サービス向上が図れますので、ご協力ください。調査票は、実施する事業所から7月下旬に送付されます。

高齢者支援課 田（☎460 - 9837）

■「はつらつサロン」参加者募集

時 毎週 月・木曜日または 火・金曜日

とも午前10時～午後1時

□期間 参加決定日～平成20年3月31日まで

場 田無総合福祉センター

問 介護保険の認定を受けていない、または「自立」判定を受けたおおむね65歳以上で、外出のきっかけが少なく閉じこもりがちな方

因 グループで企画・立案し、友達づくり、趣味等を行います。送迎はありませんが、田無総合福祉センターの循環バスをご利用ください。

□募集人数 月・木曜日…若干名、火・金曜日…8人程度

問 地域包括支援センター

高齢者支援課 保（☎438 - 4028）